

育児休業手当金 延長給付 請求書 (□1歳以降 □1歳6か月以降)
 育児休業手当金 延長給付 変更 請求書
 育児休業保険料(掛金)免除申出書

[用紙No.育休3]

所属所名											
組合員職名	組合員氏名	組合員番号	電話 ()							(枝番)	00
対象となる子の氏名			対象となる子の生年月日	令和	年	月	日				
育児休業承認期間	令和	年	月	日	【請求済み】	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日	請求期間	令和	年	月	日		
変更後の育児休業承認期間	令和	年	月	日	【今回請求】	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日	請求期間	令和	年	月	日		
育児休業等の日数(育児休業を開始した日と終了する日の翌日が同月内の場合のみ記載)										日	
延長給付の請求理由	□要件1 育児休業に係る子について、保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合(速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。) □要件2 当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であった配偶者が、次のいずれかに該当した場合 ・死亡したとき。 ・負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、子を養育することが困難な状態になったとき。 ・婚姻の解消等により子と同居しないこととなったとき。 ・6週間以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。 □要件3 育児休業等の申出をした組合員について、産前産後休業の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該産前産後休業の期間が終了する日までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合 ・死亡したとき。 ・養子となったこと等の事情により、組合員と同居しないこととなったとき。 □要件4 育児休業等の申出をした組合員について、介護休業を開始するため当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至った場合 ・死亡したとき。 ・離婚、離縁等により、組合員と対象家族の親族関係が消滅したとき。 □要件5 育児休業等の申出をした組合員について、新たな育児休業等の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合 ・死亡したとき。 ・養子となったこと等の事情により、組合員と同居しないこととなったとき。 ・家事審判事件が終了したとき又は養子縁組が成立しないまま措置が解除されたとき。										
雇用保険法適用の有無(雇用保険法適用有無に✓を記入する。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
育児休業手当金を上記のとおり請求します。 また、育児休業期間中の保険料(掛金)の免除を上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合東京支部長 殿 令和 年 月 日											
個人情報の取扱いに関わる同意欄	延長給付業務に当たり、公立学校共済組合東京支部及び所属所が、居住自治体へ入所申込日及び入所希望日、入所申込みの取下げ及び入所内定辞退の有無等の保育所等への入所申込み状況について、個人情報に関わる照会をすることに同意します。 公立学校共済組合東京支部長 殿 請求者(申出者) 住所 署名 令和 年 月 日										
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名 (公印省略)										事務取扱者氏名	

【添付書類(要件1の場合)】

- ①保育所等の入所に関する区市町村長の証明書(入所保留通知書等)の写し
- ②育児休業手当金延長給付に係る確認書[用紙No.育休4]
- ③組合員の育児休業承認期間が確認できる書類(マスターカード等)の写し ※育児休業承認期間に変更がある場合のみ必要です。
- ④育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書[用紙No.育休5]
- ⑤区市町村に提出した保育所等の利用申込書等(提出したもの全て)の写し

【注意事項】

- ・復職について組合員と所属所との間でよく相談した上で、請求してください。共済組合は復職についての相談には対応できません。
- ・保育所等への入所意思のない申込みによる延長給付の請求はできません。
- ・入所申込みの取下げや、入所可能であるにもかかわらず入所を辞退した場合は、組合員に復職の意思がないものとみなし、延長給付に係る手当金は返還していただく可能性があります。
- ・育児休業期間が1歳の誕生日以降にわたる期間で承認されていた場合でも、保育所入所が決まれば育児休業を短縮して復職する意思を持っており、かつ所属所の承認を得られていれば該当となります。

提出先 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 短期給付担当

問合せ先 手当金請求に関すること : 給付貸付課 短期給付担当(03-5320-6827)
 保険料(掛金)免除に関すること : 福利厚生課 経理担当(03-5320-6822)

(令和8年1月)